

北九州空港施設計画検討協議会設置要綱(案)

(設置)

第1条 北九州空港の滑走路延長計画について、関係地方公共団体と国が連携し、透明性を確保しつつ幅広い合意形成を図りながら検討を進めるにあたり、関係者の連絡調整を図り、本検討の円滑かつ効率的な推進に資するため、北九州空港施設計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、滑走路延長計画について、以下の調整を行う。

- (1) 北九州空港の具体的な施設計画等に関すること。
- (2) 上記に係る情報提供、意見収集の実施等に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1) 福岡県 副知事
 - (2) 北九州市 副市長
 - (3) 苅田町 副町長
 - (4) 国土交通省 大阪航空局長
 - (5) 国土交通省 九州地方整備局 副局長
- 2 協議会に幹事会を置き、次に掲げる職にある者で構成する。
- (1) 福岡県 企画・地域振興部理事 兼 空港対策局長
 - (2) 北九州市 港湾空港局長
 - (3) 苅田町 交通商工課長
 - (4) 国土交通省 大阪航空局 空港部長
 - (5) 国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部長

(協議会の運営)

第4条 協議会は必要に応じて開催する。

- 2 議長は、構成員の互選によって決める。

(公開)

第5条 協議会については、公開とすることが適切でない情報を除き、原則として公開とする。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局は、幹事会の構成員が所属する行政組織とし、代表は九州地方整備局港湾空港部とする。

附 則

この要綱は、令和2年8月6日から施行する。